第198回　定時株主総会

招集ご通知

株主総会におけるお土産・試供品のご用意はございません。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

開催情報

日時：2022年６月29日（水曜日）午前10時
（受付開始　午前９時）

場所：東京都港区六本木七丁目18番18号
住友不動産六本木通ビル
「ベルサール六本木」地下１階
（受付１階）

新型コロナウイルスの感染が終息していない状況に鑑み、ご自身の健康状態にご留意いただき、風邪のような症状が見られる場合や体調がすぐれない場合などには、ご無理をなさらず、ご来場を見合わせていただき、書面又はインターネット等によって議決権を行使いただくことをご検討下さい。

また、当日は、感染拡大予防のため、体温測定、マスク着用、アルコール消毒などの措置をとらせていただく場合がございますので、ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

目次

第198回定時株主総会招集ご通知 …… 1

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件 …… 5

第２号議案　定款一部変更の件 …… 6

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件 …… 8

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件 …… 16

（添付書類）

事業報告 …… 20

連結計算書類 …… 46

計算書類 …… 48

監査報告書 …… 50

議決権行使が簡単に！

「スマート行使®」対応

スマートフォンからQRコード®を読み取ることで、議決権を簡単にご行使いただけます。

株式会社ニップン

証券コード　2001

証券コード　2001
2022年6月7日

株　主　各　位

東京都千代田区麹町四丁目8番地
株式会社ニップン
代表取締役社長　前鶴俊哉

第198回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第198回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルスの感染が終息していない状況に鑑み、ご自身の健康状態にご留意いただき、風邪のような症状が見られる場合や体調がすぐれない場合などには、ご無理をなさらず株主総会へのご来場を見合わせていただくことをご検討下さい。また、ご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方なども株主総会へのご来場を見合わせていただくこともご検討下さい。

なお、書面又はインターネット等によって議決権を行使される場合は、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

3～4ページ記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力下さい。

敬　具

記

1．日　　時　2022年6月29日（水曜日）午前10時

2．場　　所　東京都港区六本木七丁目18番18号
住友不動産六本木通ビル「ベルサール六本木」地下1階（受付1階）

3．目的事項

報告事項　1．第198期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第198期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

４．議決権の行使について

(1) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(2) インターネットと議決権行使書用紙の両方で議決権を重複して行使された場合は後に到着したものを、両方が同日に到着した場合にはインターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

５．招集ご通知添付書類及び株主総会参考書類について

(1) 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、株主総会招集通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している事項となります。

(2) 株主総会参考書類、事業報告並びに連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト　https://www.nippn.co.jp/ir/stock/meeting/index.html

以　上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
◎新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ご来場の株主様の体温測定をさせていただき、体温が高い方や体調が悪いように見受けられる方につきましては、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。また、ご来場の株主様にはマスクの着用やアルコール消毒などの措置をとらせていただく場合がございますので、ご協力をお願いいたします。なお、当社関係者もマスク着用で対応させていただきますので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。
その他、新型コロナウイルスの感染の拡大防止に向けた対応やその変更がある場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.nippn.co.jp/ir/stock/meeting/index.html）に掲載させていただきます。
◎株主総会におけるお土産・試供品のご用意はございません。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

行使期限

2022年６月28日（火曜日）
午後５時30分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

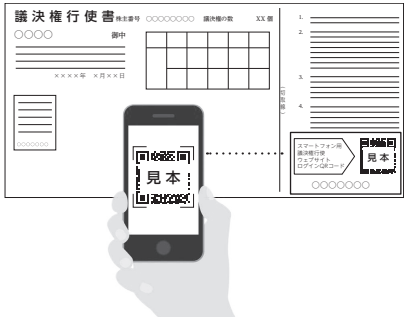

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

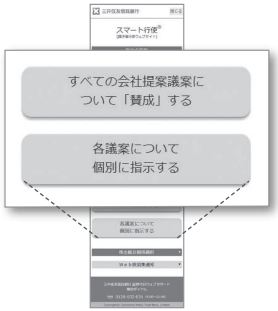

※議決権行使書用紙はイメージです。

(1) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
(2) インターネットと議決権行使書用紙の両方で議決権を重複して行使された場合は後に到着したものを、両方が同日に到着した場合にはインターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

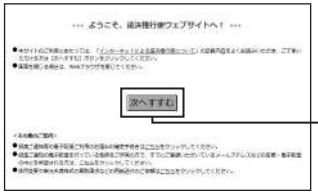

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：**0120−652−031**（フリーダイヤル）

（受付時間　9：00〜21：00）

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、企業体質の強化及び今後の事業展開を考慮し、内部留保に意を用い、安定的かつ継続的な配当の維持を基本といたしますが、株主の皆様に対する利益還元も重要な経営目標のひとつと考えております。

第198期の期末配当につきましては、株主様の日頃のご支援に報いるため、１株につき普通配当20円といたしたいと存じます。これにより、中間配当金18円を加えた年間配当金は１株につき38円となります。

①　配当財産の種類

金銭

②　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金20円　　総額1,539,056,940円

③　剰余金の配当が効力を生じる日

2022年６月30日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

（１）変更案第16条（電子提供措置等）第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を新設するものであります。

（２）変更案第16条（電子提供措置等）第２項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするための規定を設けるものであります。

（３）株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

（４）上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第　３　章　　株主総会 （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第　３　章　　株主総会 （削除）

現行定款	変更案
（新設）	（電子提供措置等） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 ②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
（新設）	附　則 （株主総会資料の電子提供に関する経過措置） 第２条　定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年９月１日から効力を生ずるものとする。 ②　前項の規定にかかわらず、2022年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 ③　本附則第２条の規定は、2022年９月１日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（10名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。

また、取締役澤田　浩氏は、2021年11月21日に逝去いたしました。

つきましては、取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての候補者について妥当であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、重要な兼職の状況及び当社における地位、担当	所有する当社の株式の数
1	前鶴俊哉（まえづる　としや） 1961年１月７日生	1983年４月　当社入社 2011年６月　当社福岡工場長 2013年６月　当社生産・技術部長 2014年６月　当社執行役員　生産・技術部長 2015年６月　当社取締役　執行役員　生産・技術副本部長兼生産・技術本部生産・技術部長 2017年６月　当社取締役　常務執行役員　生産・技術本部長兼生産・技術本部生産・技術部長 2019年12月　当社取締役　常務執行役員　生産・技術本部長兼商品開発委員会委員長 2020年４月　当社取締役　専務執行役員　生産・技術本部長兼商品開発委員会委員長 2020年６月　当社代表取締役社長　社長執行役員（現在に至る）	13,300株
		【取締役候補者の選任理由】 製造部門での豊富な業務経験を有するとともに、2020年６月の代表取締役社長就任以降、当社グループの経営を牽引しており、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断し、取締役候補者といたしました。 【取締役会の出席状況】16回／17回	

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、重要な兼職の状況及び当社における地位、担当	所有する当社の株式の数
2	堀内俊文（ほりうち としふみ） 1959年5月25日生	1983年４月　当社入社 2009年１月　当社製粉業務部長 2014年４月　当社製粉事業副本部長兼製粉事業本部製粉業務部長 2014年６月　当社執行役員　製粉事業副本部長兼製粉事業本部製粉業務部長 2015年６月　当社取締役　執行役員　製粉事業副本部長兼製粉事業本部製粉業務部長 2017年６月　当社取締役　常務執行役員　製粉事業部門部門長代行 2019年６月　当社取締役　常務執行役員　製粉事業本部長 2020年４月　当社取締役　専務執行役員　製粉事業本部長 2020年６月　当社代表取締役　副社長執行役員 （現在に至る） （当社における担当） 製粉事業部門、流通業務部、管理部管掌	11,500株
		【取締役候補者の選任理由】 業務部門での豊富な業務経験を有するとともに、2015年６月の取締役就任以降、製粉事業の責任者を務めるなど当社グループの経営の中核を担っており、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断し、取締役候補者といたしました。 【取締役会の出席状況】17回／17回	

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、重要な兼職の状況及び当社における地位、担当	所有する当社の株式の数
3	大内淳雄（おおうちあつお） 1959年４月３日生	1983年４月　当社入社 2009年６月　当社食品業務部長 2015年６月　当社執行役員　食品事業本部食品業務部長 2016年６月　当社執行役員　食品業務本部長兼食品業務本部食品業務部長 2017年６月　当社取締役　執行役員　食品業務部門部門長 2019年４月　当社取締役　執行役員　食品業務本部長 2019年６月　当社取締役　常務執行役員　食品業務本部長 2019年12月　当社取締役　常務執行役員　食品業務本部長兼商品開発委員会委員長 2020年４月　当社取締役　専務執行役員食品事業本部長 兼商品開発委員会委員長 2020年６月　当社取締役　専務執行役員　商品開発委員会委員長 （現在に至る） （当社における担当） 食品事業部門管掌	16,900株
		【取締役候補者の選任理由】 業務部門での豊富な業務経験を有するとともに、2017年６月の取締役就任以降、食品事業の責任者を務めるなど当社グループの発展に寄与しており、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断し、取締役候補者といたしました。 【取締役会の出席状況】17回／17回	

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、重要な兼職の状況及び当社における地位、担当	所有する当社の株式の数
4	青沼孝明 1959年12月16日生	1982年４月　当社入社 2014年３月　当社関連事業部長 2015年６月　当社理事　関連事業部長 2016年６月　当社執行役員　関連事業部長 2017年６月　当社執行役員　経理・財務部長 2019年６月　当社取締役　執行役員　経理・財務部長 2020年２月　当社取締役　執行役員 2020年６月　当社取締役　常務執行役員 （現在に至る） （当社における担当） 経理・財務部、監査管理部管掌	12,100株
		【取締役候補者の選任理由】 経理部門での豊富な業務経験を有するとともに、2019年６月の取締役就任以降、経理部門の責任者を務めるなど当社グループの発展に寄与しており、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断し、取締役候補者といたしました。 【取締役会の出席状況】17回／17回	
5	木村昭子 1959年１月２日生	1997年７月　当社入社 2013年６月　当社海外事業本部国際部長 2015年６月　当社理事　海外事業本部国際部長 2017年６月　当社執行役員　海外事業部門国際部長 2018年６月　当社執行役員　海外事業本部副本部長兼海外事業本部国際部長 2019年６月　当社取締役　執行役員　海外事業本部国際部長 2020年６月　当社取締役　常務執行役員　海外事業本部国際部長 2022年２月　当社取締役　常務執行役員 （現在に至る） （当社における担当） 海外事業本部管掌	14,200株
		【取締役候補者の選任理由】 海外部門での豊富な業務経験を有するとともに、2019年６月の取締役就任以降、海外部門の責任者を務めるなど当社グループの発展に寄与しており、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断し、取締役候補者といたしました。 【取締役会の出席状況】17回／17回	

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、重要な兼職の状況及び当社における地位、担当	所有する当社の株式の数
6	香川敬三（かがわ けいぞう） 1960年３月９日生	1984年４月　当社入社 2014年９月　オーケー食品工業株式会社業務部長 2015年６月　オーケー食品工業株式会社取締役 2016年６月　オーケー食品工業株式会社常務取締役 2018年６月　当社執行役員　経営企画部長 2020年６月　当社取締役　常務執行役員　経営企画部長 2021年６月　当社取締役　常務執行役員 （現在に至る） （当社における担当） ＩＴ管掌、経営企画部、情報システム推進部、サステナビリティ推進部、ヘルスケア事業部管掌	7,500株
		【取締役候補者の選任理由】 業務部門及び主要子会社での豊富な業務経験を有するとともに、2020年６月の取締役就任以降、経営企画部門の責任者を務めるなど当社グループの発展に寄与しており、引き続き当社経営への貢献を期待できると判断し、取締役候補者といたしました。 【取締役会の出席状況】17回／17回	
7	田中康紀（たなか やすのり） 1959年７月25日生	1982年４月　当社入社 2013年６月　当社大阪工場長 2014年８月　東福製粉株式会社常務執行役員 2015年６月　当社理事　東福製粉株式会社取締役 2017年６月　当社参与　東福製粉株式会社代表取締役社長 2018年６月　当社執行役員　生産・技術本部プラント部長 2020年６月　当社常務執行役員　生産・技術本部長兼生産・技術本部プラント部長 2021年６月　当社取締役　常務執行役員　生産・技術本部長 （現在に至る） （当社における担当） 環境問題担当、品質保証部門、研究・開発部門管掌	9,300株
		【取締役候補者の選任理由】 製造部門での豊富な業務経験を有するとともに、2021年６月の取締役就任以降、生産・技術部門の責任者を務めるなど当社グループの発展に寄与しており、当社の経営への一層の貢献を期待できると判断し、取締役候補者といたしました。 【取締役会の出席状況】14回／14回	

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、重要な兼職の状況及び当社における地位、担当	所有する当社の株式の数
8	新任 木村富雄（きむら とみお） 1961年３月13日生	1984年４月　当社入社 2016年６月　当社理事　関東支店長 2017年６月　当社理事　札幌支店長 2019年６月　当社執行役員　製粉事業本部製粉営業部長 2020年６月　当社常務執行役員　製粉事業本部長兼製粉事業本部製粉営業部長 2021年６月　当社上席執行役員　製粉事業本部長 （現在に至る）	2,900株
		【取締役候補者の選任理由】 営業部門での豊富な業務経験を有するとともに、2019年６月の執行役員就任以降、製粉部門における責任者を務めるなど当社グループの経営の中核を担っており、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断し、取締役候補者といたしました。	
9	新任 川﨑裕章（かわさき ひろあき） 1961年10月４日生	1986年４月　当社入社 2015年６月　当社小樽工場長 2017年６月　当社食品業務部門食品業務部長 2019年６月　当社理事　食品業務本部食品業務部長 2020年６月　当社執行役員　食品事業本部副本部長兼食品事業本部食品業務部長 2021年６月　当社上席執行役員　食品事業本部長兼食品事業本部食品業務部長兼冷凍食品事業本部冷食業務部長 2022年１月　当社上席執行役員　食品事業本部長兼食品事業本部食品業務部長 2022年４月　当社上席執行役員　食品事業本部長 （現在に至る）	5,100株
		【取締役候補者の選任理由】 業務部門での豊富な業務経験を有するとともに、2020年６月の執行役員就任以降、食品部門における責任者を務めるなど当社グループの経営の中核を担っており、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断し、取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、重要な兼職の状況及び当社における地位、担当	所有する当社の株式の数
10	社外 川俣尚高（かわまた なおたか） 1965年5月1日生	1990年４月　運輸省（現国土交通省）入省 1994年４月　弁護士登録 1994年４月　丸の内総合法律事務所入所 2008年１月　丸の内総合法律事務所パートナー（現在に至る） 2014年６月　当社監査役 2015年４月　最高裁判所司法研修所教官 2017年６月　当社取締役（現在に至る） （重要な兼職の状況） 丸の内総合法律事務所パートナー　弁護士 トレックス・セミコンダクター株式会社　社外取締役（監査等委員） 日本電設工業株式会社　社外取締役（監査等委員）	5,600株
		【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要】 弁護士としての豊富な経験を有し、企業法務に精通しており、2017年６月の社外取締役就任以降、その専門的見地及び豊富な経験を当社の経営に反映しておりますとともに、諮問委員会の委員として、役員報酬及び取締役指名において適切な決定に貢献しています。 以上のことから、当社の取締役会において適切な助言、監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。 【取締役会の出席状況】16回／17回	
11	新任 社外 熊谷日登美（くまがい ひとみ） 1959年10月15日生	1990年４月　日本大学農獣医学部（現生物資源科学部）助手 1994年４月　日本大学農獣医学部専任講師 2002年４月　日本大学生物資源科学部助教授 2011年３月　日本大学生物資源科学部教授（現在に至る） （重要な兼職の状況） 日本大学　生物資源科学部教授	0株
		【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要】 食品科学分野について幅広い経験と見識を有しており、その専門的見地及び豊富な経験を当社の経営に反映していただけると考えております。 以上のことから、当社の取締役会において専門領域からの助言や独立した立場からの監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。	

（注）１．川俣尚高及び熊谷日登美の両氏は、社外取締役候補者であります。

２．川俣尚高氏は東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ており、選任された場合は引き続き独立役員とする予定であります。
なお、当社は川俣尚高氏の所属する丸の内総合法律事務所に法律事務を委託しておりますが、同所の報酬における当社の支払報酬の割合は前事業年度において１％未満であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したものであります。

3. 熊谷日登美氏が取締役に就任した場合、東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出る予定であります。

4. 当社は、川俣尚高氏との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令の定める額であります。同氏の選任が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、熊谷日登美氏が取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額であります。

6. 川俣尚高氏の社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって５年であります。

7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者のその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって塡補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除く）。
各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役全員（４名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、重要な兼職の状況及び当社における地位、担当	所有する当社の株式の数
1	社外 奥山章雄（おくやま あきお） 1944年10月10日生	1968年12月　監査法人中央会計事務所入所 1971年３月　公認会計士登録 1983年３月　監査法人中央会計事務所代表社員 2001年７月　日本公認会計士協会　会長 2005年５月　中央青山監査法人理事長 2007年２月　公認会計士奥山章雄事務所　所長（現在に至る） 2010年６月　当社監査役 2020年６月　当社取締役（監査等委員）（現在に至る） （重要な兼職の状況） 公認会計士奥山章雄事務所　所長、株式会社ＡＤＥＫＡ社外取締役（監査等委員）、信金中央金庫　監事	5,000株
		【監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要】 公認会計士として豊富な経験を有し、企業会計に精通しており、2020年６月の監査等委員である社外取締役就任以降、その専門的見地及び豊富な経験を当社の監査、監督に反映していただいておりますとともに、諮問委員会の委員として、役員報酬及び取締役指名において適切な判断に貢献しています。 以上のことから、取締役の職務の執行を適切に監査、監督いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 【取締役会の出席状況】17回／17回	

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、重要な兼職の状況 及び当社における地位、担当	所有する当社の株式の数
2	社外 吉田和彦（よしだかずひこ） 1963年11月7日生	1990年４月　弁護士登録 1990年４月　中村合同特許法律事務所入所 1993年３月　弁理士登録 1998年５月　米国ニューヨーク州弁護士登録 2001年１月　中村合同特許法律事務所パートナー 2017年１月　中村合同特許法律事務所代表パートナー（現在に至る） 2017年６月　当社監査役 2020年６月　当社取締役（監査等委員）（現在に至る） （重要な兼職の状況） 中村合同特許法律事務所代表パートナー　弁護士	3,200株
		【監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要】 弁護士としての豊富な経験を有し、企業法務に精通しており、2020年６月の監査等委員である社外取締役就任以降、その専門的見地及び豊富な経験を当社の監査、監督に反映していただいております 以上のことから、取締役の職務の執行を適切に監査、監督いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 【取締役会の出席状況】17回／17回	

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、重要な兼職の状況 及び当社における地位、担当	所有する当社の株式の数
3	社外 成瀬 健太郎（なるせ けんたろう） 1976年８月10日生	2004年10月　弁護士登録 2004年10月　西村ときわ法律事務所（現　西村あさひ法律事務所）入所 2009年４月　丸の内総合法律事務所入所 2016年１月　丸の内総合法律事務所パートナー（現在に至る） 2019年10月　東京地方裁判所　民事調停官（非常勤裁判官）（現在に至る） 2020年６月　当社取締役（監査等委員）（現在に至る） （重要な兼職の状況） 丸の内総合法律事務所パートナー　弁護士	500株
		【監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要】 弁護士としての豊富な経験を有し、企業法務に精通しており、2020年６月の監査等委員である社外取締役就任以降、その専門的見地及び豊富な経験を当社の監査、監督に反映していただいております 以上のことから、取締役の職務の執行を適切に監査、監督いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 【取締役会の出席状況】16回／17回	
4	玉川 越三（たまがわ えつぞう） 1962年5月6日生	1985年４月　当社入社 2010年７月　当社経営企画部経営企画グループ次長 2011年１月　当社千葉工場次長 2013年６月　当社経理・財務部経理グループ次長 2014年３月　当社経理・財務部経理グループ長 2015年10月　当社経理・財務部副部長 2017年６月　当社関連事業部長 2020年６月　当社取締役（監査等委員）（現在に至る）	3,100株
		【監査等委員である取締役候補者の選任理由】 経理部門での豊富な業務経験を有しており、2020年６月の監査等委員である取締役就任以降、その豊富な経験に基づき常勤の監査等委員である取締役としての役割を適切に果たしており、引き続き取締役の職務の執行を適切に監査、監督を行うことが期待できると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。 【取締役会の出席状況】17回／17回	

（注）１．奥山章雄、吉田和彦、成瀬健太郎の３氏は、社外取締役候補者であります。

２．奥山章雄、吉田和彦、成瀬健太郎の３氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ており、３氏が選任された場合は引き続き独立役員とする予定です。なお、当社は吉田和彦氏の所属する中村合同特許法律事務所に法律事務を委託しておりますが、同所の報酬における当社の支払報酬の割合は前事業年度において１％未満であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したものであり、当社は成瀬健太郎氏の所属する丸の内総合法律事務所に法律事務を委託しておりますが、同所の報酬における当社の支払報酬の割合は前事業年度において１％未満であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したものであります。

３．当社は、監査等委員である取締役全員との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額としております。
当社は、監査等委員である取締役全員が監査等委員である取締役に選任された場合、４氏との間で当該契約を継続する予定であります。

４．奥山章雄氏は現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、その在任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。なお、同氏は、監査等委員である社外取締役就任前は当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は12年であります。

５．吉田和彦氏は現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、その在任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。なお、同氏は、監査等委員である社外取締役就任前は当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は５年であります。

６．成瀬健太郎氏は現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、その在任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。

7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者のその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって塡補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除く）。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

（添付書類）

事　業　報　告

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

１．企業集団の現況

（１）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響が続く中で、ワクチン接種の普及により経済活動正常化の動きも見られましたが、新たな変異株の発生により感染が再拡大するなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

食品業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、デリバリーサービスの伸長や内食の増加といった、巣ごもり需要の拡大等、個人消費が大きく変化していることに加え、原材料価格高騰の影響が懸念されております。

当社グループにおきましては、コスト削減や販売の強化を軸に既存事業をより強固なものとし、今後成長が見込まれる分野に対して積極的な投資を行い、未曾有の事業環境下においても柔軟に取り組むことで事業基盤強化に努めております。

昨年４月には、当社は東福製粉株式会社を合併いたしました。これにより、東福製粉株式会社は「福岡那の津工場」となり、当社の製粉事業は全国８工場体制となりました。製造や物流の効率化を図ることで、更なる競争力強化につなげていきます。

また、同じく昨年４月に、当社は急速に拡大する冷凍食品市場の需要に対応するため、ニップン冷食株式会社から生産設備を譲受け、当社が直接製造する体制に移行するとともに冷凍食品事業本部を新設し、事業体制を強化いたしました。

本年３月には、オーケー食品工業株式会社を完全子会社化することとし、同社と株式交換契約を締結しました。

環境保護の取組みにおいては、食品ロスの削減に資するために、家庭用パスタの賞味期限表示を「年月」表示に順次変更しております。他にも、家庭用冷凍食品においてPEFC（森林認証）紙など環境に配慮した原料による紙トレーや、無漂白の木材パルプを使用したeco紙トレーの使用、更に、一部の家庭用小麦粉の包装形態を紙パッケージに変更するなど、様々な取り組みを行っております。

昨年７月にサイバー攻撃によるシステム障害の発生によって、ステークホルダーの皆さまには多大なご迷惑をお掛け致しました。当社では、再発防止に向けて情報セキュリティ対策を強化したうえで、本年１月に主要な基幹システムの復旧を完了させました。

当社グループの当期の業績につきましては、サイバー攻撃によるシステム障害に係る諸費用として特別損失を計上したものの、冷凍食品類が家庭内での内食需要の高まりにより引き続き好調に推移しているほか、業務用食品及び中食事業の需要が前年の低迷から大きく回復しました。その結果、売上、利益ともに前年を上回り、売上高は、3,213億１千７百万円（前期比111.4％）、営業利益は112億８千２百万円（同108.8％）、経常利益は142億７千万円（同112.7％）、親会社株主に帰属する当期純利益は93億２千７百万円（同108.0％）となりました。

事業別の状況は次のとおりです。

＜製粉事業＞

製粉事業では、食の安全・安心志向の高まりを受け、品質管理の強化に努めるとともに、長年培った技術を活かし、お客さまの多様な要望に応える課題解決型営業の推進に注力しております。

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する状況下におきましても、お客さまとの取り組み強化や営業力・ブランド力の強化に努め、販売活動に精励してまいりました。

また、外国産小麦の政府売渡価格が昨年４月から５銘柄平均（税込価格）で5.5％引き上げられ、昨年10月には同19.0％引き上げられたことに伴い、当社は昨年６月及び12月に製品価格の改定を実施しました。

以上により、製粉事業の売上高は969億３千４百万円（前期比104.7％）、営業利益は62億１千１百万円（同121.0％）となりました。

＜食品事業＞

業務用食品では、緊急事態宣言に伴う大型商業施設への休業要請、飲食店への休業・時短要請が外食産業を中心に大きな影響をおよぼしているものの、前年と比較すると需要は回復傾向にあり、売上高は前年を上回りました。

一方で、家庭用食品では、前年の外出自粛による巣ごもり需要増の反動により、売上高は前年を下回りました。

冷凍食品類については、家庭内での内食需要が依然として高く、また、コロナ禍を機に食事に手軽さを求めるお客さまが増加したほか、テレビＣＭを放映するなど積極的な広告宣伝活動を実施したことにより、冷凍パスタ製品に加え、１食完結型のトレー入り「よくばり」シリーズや「いまどきごはん」シリーズ等が好調に推移し、売上高は前年を大きく上回りました。

中食事業では、新型コロナウイルス感染症による需要低迷の影響を受けたものの、前年と比較すると需要は回復傾向にあり、売上高は前年を上回りました。

以上により、食品事業の売上高は1,859億１千１百万円（前期比115.7％）、営業利益は40億６千８百万円（同95.2％）となりました。

＜その他事業＞

ペットフード事業は、販売数量が好調に推移した結果、売上高は前年を上回りました。

その他事業の売上高は384億７千１百万円（前期比110.0％）、営業利益は９億９千６百万円（同96.4％）となりました。

② 設備投資の状況

当期の設備投資は、112億４千６百万円（工事ベース）となりました。

期中に完成した主な工事としては、オーケー食品工業株式会社の朝倉工場建設工事などがありました。

③ 資金調達の状況

当期中に増資あるいは社債発行による資金調達は行いませんでした。

④　対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の懸念が完全には払拭できない状況が当面続くものと思われます。

また、原油価格及び原材料価格の高騰に加え、ロシア・ウクライナ情勢の推移等もあり、世界情勢の不透明さが増しております。

このような状況下において、当社グループは本年２月に、愛知県知多市の用地への新たな製粉工場建設を発表いたしました。併せて神戸甲南工場の設備増強を行い、生産体制の再編を進めてまいります。

更に、本年５月には、「経営理念」「経営方針」を新たに策定し、合わせて将来に向けた長期ビジョンを策定いたしました。

当社グループは2021年に創立125年を迎え、社名を「株式会社ニップン」へと変更いたしました。創立以来の製粉事業に食品事業を加えて基盤事業とし、冷凍食品や中食など事業の多角化を進めてまいりましたが、今後はヘルスケアや大豆・野菜事業などへも注力し、さらに新規事業も加えて事業領域を拡げ持続的成長を図ってまいります。

この新しい「ニップングループ」のスタートに合わせ、新経営理念「人々のウェルビーイング（幸せ・健康・笑顔）を追求し、持続可能な社会の実現に貢献します」を定めております。

また、「長期ビジョン」では、名実ともに総合食品企業としての地位を確立するため、売上高5,000億円・営業利益250億円の規模まで成長する事を目指します。そのためのマイルストーンとして、収益基盤を強化しながらオーガニック成長で売上を積み上げるとともに、インオーガニックで成長の底上げを進め、５年後の2026年度までに売上高4,000億円・営業利益150億円の達成を目標といたしました。

当社グループでは、今後も既存事業の基盤強化や生産能力増強等を通じて多様なライフスタイルに対応するとともに、当社グループの強みを活かしながら成長分野への積極的な経営資源の投下を継続していくことにより、グローバルな事業拡大や新たな事業創出を行い、成長を実現させてまいります。

（2）財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分		第195期 (2018年度)	第196期 (2019年度)	第197期 (2020年度)	第198期 (2021年度)
売上高	(百万円)	335,399	344,839	288,324	321,317
経常利益	(百万円)	13,065	12,740	12,659	14,270
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	8,455	8,941	8,636	9,327
１株当たり当期純利益	(円)	108.78	116.71	112.62	121.59
総資産	(百万円)	293,392	290,428	307,813	325,869
純資産	(百万円)	154,986	158,581	169,063	178,697
１株当たり純資産	(円)	1,961.17	2,006.14	2,141.16	2,268.30

（注）当連結会計年度から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を適用しており、第197期の企業集団の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区分		第195期 (2018年度)	第196期 (2019年度)	第197期 (2020年度)	第198期 (2021年度)
売上高	(百万円)	203,641	211,445	181,135	193,558
経常利益	(百万円)	10,111	10,494	10,611	12,496
当期純利益	(百万円)	7,012	7,759	7,591	10,222
１株当たり当期純利益	(円)	89.99	101.02	98.76	132.93
総資産	(百万円)	228,309	227,508	238,998	257,369
純資産	(百万円)	129,214	132,615	140,747	150,552
１株当たり純資産	(円)	1,679.88	1,722.99	1,827.68	1,953.89

（注）当事業年度から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を適用しており、第197期の当社の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。

（3）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
松屋製粉株式会社	百万円 100	% 100.0	そば粉、そばミックスの製造、販売、小麦粉の販売
ニップン商事株式会社	45	93.2	小麦粉、プレミックス類、飼料の販売
オーマイ株式会社	80	100.0	パスタ類の製造、販売
日本リッチ株式会社	30	100.0	冷凍食材、食品類の販売
株式会社ファーストフーズ	100	100.0 (100.0)	弁当等中食関連食品の製造、販売
オーケー食品工業株式会社	1,859	51.3	味付け油揚げの製造、販売
株式会社ナガノトマト	100	51.0	トマト製品、なめ茸製品、ジュースの製造、販売
エヌピーエフジャパン株式会社	100	100.0	ペットフードの製造、販売
ニップンドーナツ株式会社	20	100.0 (100.0)	ドーナツショップほか外食事業の経営
ニップンエンジニアリング株式会社	20	100.0	各種機械器具、装置の設計、製作及び販売並びにその設置工事の請負

（注）1．議決権比率は小数点第２位以下を四捨五入して表示しており、（　）内は間接保有を内数で示しております。
2．当社は、2021年4月１日に東福製粉株式会社を吸収合併いたしました。
3．ニップン冷食株式会社は、2021年4月1日に当社へ事業譲渡を行ったため、重要な子会社から除外いたしました。
4．当社は、2022年７月25日を効力発生日として、2022年３月28日にオーケー食品工業株式会社と株式交換契約を締結いたしました。

（4）重要な他の会社の株式の取得・処分等の状況

該当事項はありません。

（5）主要な事業内容（2022年３月31日現在）

主に次に掲げる製品の製造、販売等を行っております。

製粉事業	小麦粉、ふすま、そば粉、倉庫業、港湾運送事業	
食品事業	プレミックス類	（ドーナツ用、ケーキ用、パン用のミックス、天ぷら粉、から揚げ粉ほか）
	コーン製品	（コーングリッツ、コーンフラワーほか）
	米粉ほか穀粉類	
	家庭用小麦粉	
	パスタ類	（スパゲッティ、マカロニほか）
	パスタソース	
	乾めん	
	冷凍食材、食品類	（ドーナツ、パイなどの生地、フリーズ・フロー・ホイップ、パスタ類、パスタソースほか）
	中食関連商品	
	トマト製品	

そのほか、ペットフード、健康食品類の製造、販売、バイオ関連事業、エンジニアリング事業等を行っております。

（6）主要な営業所及び工場（2022年３月31日現在）

①当社の主要な営業所及び工場

本　　店	東京都千代田区麹町四丁目８番地
支　　店	東京支店・関東支店（東京都渋谷区） 仙台支店（仙台市青葉区）、名古屋支店（名古屋市中区） 大阪支店（大阪市西区）、広島支店（広島市中区） 福岡支店（福岡市博多区）、札幌支店（札幌市中央区）
工　　場	横浜工場（横浜市神奈川区）、千葉工場（千葉市美浜区） 伊勢崎工場（伊勢崎市）、竜ヶ崎工場（龍ヶ崎市） 竜ヶ崎冷食工場（龍ヶ崎市）、名古屋工場（名古屋市港区） 大阪工場（大阪市大正区）、神戸甲南工場（神戸市東灘区） 福岡工場（福岡市東区）、福岡那の津工場（福岡市中央区） 小樽工場（小樽市）
研　究　所	中央研究所（厚木市）

（注）1. 当社は、東福製粉株式会社を2021年４月１日に合併し、同社の工場は当社福岡那の津工場となりました。

2. 当社は、ニップン冷食株式会社から2021年４月１日に事業を譲り受け、同社の工場は当社伊勢崎工場及び竜ヶ崎冷食工場となりました。

②子会社の主要な営業所及び工場

製粉事業	松屋製粉株式会社	栃木県河内郡上三川町（本社、工場）
食品事業	オーマイ株式会社	厚木市（本社、工場）加古川市（工場）
	株式会社 ファーストフーズ	八王子市（本社、工場） 入間市、沼津市、日高市（工場）
	オーケー食品工業 株式会社	朝倉市（本社、工場） 福岡県朝倉郡筑前町（工場）
	株式会社 ナガノトマト	松本市（本社、工場）
その他事業	エヌピーエフジャパン 株式会社	千葉市美浜区（本社、工場） 名古屋市港区（工場）

（7）従業員の状況（2022年３月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

事業別名称	従業員数	前期末比増減
	名	名
製粉事業	639	△15
食品事業	1,973	△75
その他事業	813	△20
共通	350	＋ 5
合計	名 3,775	名 △105

（注）従業員数は就業人員であり、当社グループ外への出向者を含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,137名	＋ 67名	39.8歳	15.6年

（注）従業員数は就業人員であり、当社外への出向者を含んでおりません。

（8）主要な借入先の状況（2022年３月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社三井住友銀行	6,893
株式会社西日本シティ銀行	4,536
農林中央金庫	4,035

2．株式の状況（2022年３月31日現在）

（１）発行可能株式総数　300,000,000株

（２）発行済株式の総数　78,824,009株

（注）自己株式1,871,162株を含んでおります。

（３）株主数　24,338名（前期末比2,133名増）

（４）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,516	11.1
ニップン取引先持株会	4,535	5.9
大樹生命保険株式会社	3,497	4.5
三井物産株式会社	3,349	4.4
株式会社ダスキン	2,510	3.3
伊藤忠商事株式会社	2,250	2.9
株式会社三井住友銀行	2,246	2.9
農林中央金庫	2,060	2.7
三井住友海上火災保険株式会社	2,004	2.6
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,757	2.3

（注）持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第２位以下を四捨五入して表示しております。

3．新株予約権等の状況（2022年３月31日現在）

（１）当期末における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

①保有する新株予約権の数

2,629個

②目的となる株式の種類及び数

普通株式131,450株（新株予約権１個につき50株）

③当社役員の保有状況

保有する役員は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）であります。

割当日	個数	保有者数	払込金額 行使価額	新株予約権の 行使期間
2015年7月23日	116個	２名	1,590円 1円	2015年7月24日から 2045年7月23日まで
2016年7月27日	162個	３名	1,512円 1円	2016年7月28日から 2046年7月27日まで
2017年7月26日	238個	4名	1,667円 1円	2017年7月27日から 2047年7月26日まで
2018年7月25日	228個	4名	1,798円 1円	2018年7月26日から 2048年7月25日まで
2019年7月29日	366個	6名	1,658円 1円	2019年7月30日から 2049年7月29日まで
2020年7月28日	719個	7名	1,612円 1円	2020年7月29日から 2050年7月28日まで
2021年7月28日	800個	8名	1,516円 1円	2021年7月29日から 2051年7月28日まで

（注）１．新株予約権は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を１円とする株式報酬型ストック・オプションであります。
２．2016年10月１日付で行った２株を１株とする株式併合により、目的となる株式の数は調整されております。
３．払込金額及び行使価額は、いずれも１株当たりの金額です。
４．株式報酬型ストック・オプションの発行に際し、払込金額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。

（２）その他新株予約権等の状況

2018年６月６日開催の取締役会決議に基づき発行した「2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」（額面金額の総額250億円）に付された新株予約権の概要

新株予約権の数	2,500個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、社債の価額は、その額面金額と同額とする。
転換価額	2,279.3円（但し一定の条件のもと調整される）
新株予約権の権利行使期間	2018年７月６日から2025年６月６日まで（行使請求受付場所現地時間）

４．会社役員の状況

（１）取締役の状況（2022年３月31日現在）

氏　　名	地　　位	担当及び重要な兼職の状況
前　鶴　俊　哉	※取締役社長 社長執行役員	
堀　内　俊　文	※取　締　役 副社長執行役員	製粉事業部門、流通業務部、管理部管掌
大　内　淳　雄	取　締　役 専務執行役員	食品事業部門管掌 商品開発委員会委員長
小木曽　　融	取　締　役 専務執行役員	管理部門管掌 ＩＴ管掌、ＣＳＲ管掌
青　沼　孝　明	取　締　役 常務執行役員	経理・財務部、監査管理部管掌
木　村　昭　子	取　締　役 常務執行役員	海外事業本部管掌
香　川　敬　三	取　締　役 常務執行役員	経営企画部、関連事業部、ヘルスケア事業部管掌
田　中　康　紀	取　締　役 常務執行役員	研究・開発部門管掌 環境問題担当、品質保証部門管掌 生産・技術本部長
熊　倉　禎　男	取　締　役	中村合同特許法律事務所パートナー　弁護士
川　俣　尚　高	取　締　役	丸の内総合法律事務所パートナー　弁護士、トレックス・セミコンダクター株式会社　社外取締役（監査等委員）、日本電設工業株式会社　社外取締役（監査等委員）
奥　山　章　雄	取　締　役 （監査等委員）	公認会計士奥山章雄事務所　所長、株式会社ＡＤＥＫＡ　社外取締役（監査等委員）、信金中央金庫　監事
吉　田　和　彦	取　締　役 （監査等委員）	中村合同特許法律事務所代表パートナー　弁護士
成　瀬　健　太　郎	取　締　役 （監査等委員）	丸の内総合法律事務所パートナー　弁護士
玉　川　越　三	取　締　役 (監査等委員・常勤)	

※印の取締役は、代表取締役であります。

（注）１．取締役熊倉禎男、川俣尚高及び取締役（監査等委員）奥山章雄、吉田和彦、成瀬健太郎の５氏につきましては、社外取締役であり、東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ております。
２．取締役（監査等委員）奥山章雄氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する専門的知見を有しております。
３．社内外の情報収集に努め、取得した情報を他の監査等委員と共有し、監査の有効性の向上を図るため、玉川越三氏を常勤の監査等委員として選定しております。
４．2021年６月29日開催の第197回定時株主総会において新たに田中康紀氏が取締役に選任され、同日就任しました。
５．2021年６月29日開催の第197回定時株主総会終結の時をもって、退任した取締役は次のとおりであります。

役　職	氏　名	退任事由
取締役	江島　丘	任期満了

６．取締役澤田　浩氏は、2021年11月21日に逝去し、退任いたしました。なお、退任時における地位は代表取締役取締役会会長でありました。
７．取締役の担当が次のとおり変更となりました。

氏　名	変更前	変更後	異動年月日
木村　昭子	海外事業本部管掌 海外事業本部国際部長	海外事業本部管掌	2022年 2月1日付
小木曽　融	管理部門管掌 ＩＴ管掌、ＣＳＲ管掌	管理部門管掌 ＣＳＲ管掌	2022年 4月1日付
香川　敬三	経営企画部、関連事業部、ヘルスケア事業部管掌	ＩＴ管掌 経営企画部、情報システム推進部、サステナビリティ推進部、ヘルスケア事業部管掌	2022年 4月1日付

（２）責任限定契約の概要

当社と社外取締役及び監査等委員である取締役との間では、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額であります。

（３）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約によりてん補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害はてん補されない等の一定の免責事由があります。被保険者は当社取締役及び執行役員並びに海外子会社の役員であり、保険料は当社が全額負担しております。

（４）取締役の報酬等

①取締役の報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	インセンティブ報酬	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	399 (25)	285 (25)	43 (—)	70 (—)	12 (2)
取締役 （監査等委員） （うち社外取締役）	50 (30)	50 (30)	—	—	4 (3)
合計 （うち社外役員）	450 (55)	336 (55)	43 (—)	70 (—)	16 (5)

（注）１．上記には、2021年11月21日に逝去し退任した取締役及び2021年６月29日開催の第197回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。

２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．上記のほか、2014年６月27日開催の第190回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金打ち切り支給として、2021年11月21日に逝去し退任した取締役１名に331百万円を支給しており、その支給額には、当期前の事業年度に係る事業報告において記載した役員退職慰労金の引当額が含まれております。

②非金銭報酬等の内容

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）が中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、新株予約権を交付しています。

当該新株予約権は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を１円とする株式報酬型ストック・オプションであり、新株予約権の割当に際しては、公正価値をもって定める払込金額と同額の報酬を取締役に支給し、当該払込金額の払込に代えて、当該報酬債権をもって相殺するものです。

交付状況は「３．新株予約権等の状況（１）当期末における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載のとおりです。

③取締役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第196回定時株主総会において「年額３億８千万円以内」（うち社外取締役分は年額３千万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は11名（うち社外取締役２名）です。

当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第197回定時株主総会において株式報酬型ストック・オプションの報酬額を「年額１億２千万円以内」、新株予約権の内容を次のとおり決議しております。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は９名です。

・新株予約権の目的となる株式の種類　当社普通株式
・新株予約権の総数3,000個、当社普通株式150,000株を１年間の上限とします。
・新株予約権１個当たりの目的となる株式数　50株
・新株予約権の払込金額　新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデルにより算出した価額を払込金額とします。なお、新株予約権の割当を受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺いたします。
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　新株予約権の行使により交付される株式１株当たりの金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
・新株予約権を行使できる期間　新株予約権の割当日の翌日から30年以内
・新株予約権の行使　当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間を経過する日までとします。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第196回定時株主総会において「年額８千万円以内」と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は４名です。

④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

イ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社の取締役の報酬等は、企業理念を実践する優秀な人材の獲得、保持が可能となることを考慮し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した報酬体系及び報酬構成で、職責と成果に基づく公平かつ公正な報酬制度とすることを基本方針として、決定方針案を作成のうえ、過半数を社外取締役で構成する諮問委員会に諮問しました。諮問委員会で賛同を得て、取締役会において決定方針を決議いたしました。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ．決定方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

ａ．報酬体系

当社の取締役の報酬等については、各役位・職責、事業年度の業績、社会情勢などを総合的に勘案し、総報酬額の基準額を定め、また、当社と売上規模が同程度の国内上場会社の役位別の報酬水準に係る外部機関の調査結果も参照した上で、報酬額の客観性と妥当性を検証して決定する。

業務執行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の基準総報酬は、金銭報酬と株式報酬型ストック・オプションによって構成し、金銭報酬は、固定報酬と短期業績に基づき変動するインセンティブ報酬によって構成する。

種類別の報酬割合については、概ね固定報酬70%、インセンティブ報酬15%、株式報酬型ストックオプション15%とし、役位、職責に応じて適切に設定する。

社外取締役の報酬は、固定報酬のみの支給とし、就任後は年功による昇給は行わず、全社評価の適用対象外とする。

ｂ．金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の固定報酬は、上記ａ．報酬体系に基づき決定する。

固定報酬は、月例の金銭報酬とする。

業務執行取締役の短期インセンティブ報酬は、単年度業績に対する取締役のコミットメントとして位置付け、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益等の業績及び個人の業績等への貢献度に基づき、あらかじめ設定した役位別の基準額をベースに目標達成度合いに応じて一定の範囲内で決定し、賞与として毎年一定の時期に支給する。

c．非金銭報酬（株式報酬）の内容、額、数の決定方針

業務執行取締役の中長期に係る業績に基づき変動するインセンティブ報酬である株式報酬型ストック・オプションは、中長期な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高める目的で、「株式報酬型ストック・オプション規則」に基づき役位別に、年額１億２千万円以内の範囲で付与する。

株式報酬型ストック・オプションは、年１回付与する。

d．報酬等の額の決定方法

取締役報酬は、審議プロセスの客観性・透明性を高めるため、代表取締役２名と社外取締役３名で構成される諮問委員会の審議、答申を踏まえ、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、取締役会の決議により決定する。

（５）社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役熊倉禎男氏及び取締役（監査等委員）吉田和彦氏はそれぞれ中村合同特許法律事務所のパートナー弁護士及び代表パートナー弁護士、取締役川俣尚高氏及び取締役（監査等委員）成瀬健太郎氏は丸の内総合法律事務所のパートナー弁護士であり、当社はそれら全ての法律事務所に法律事務を委任しております。

取締役川俣尚高氏が社外取締役（監査等委員）を兼任しているトレックス・セミコンダクター株式会社及び日本電設工業株式会社と当社との間に特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）奥山章雄氏の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	熊倉禎男	当期開催の取締役会17回全てに出席し、法曹界での豊富な経験を生かして発言を行い、経営監視機能を果たしました。 取締役の指名及び報酬の決定において任意の諮問委員会の委員を務め、取締役の指名及び報酬の決定に関する客観性を高めることに貢献しました。

地位	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	川俣尚高	当期開催の取締役会17回のうち16回に出席し、法曹界での豊富な経験を生かして発言を行い、経営監視機能を果たしました。 取締役の指名及び報酬の決定において任意の諮問委員会の委員を務め、取締役の指名及び報酬の決定に関する客観性を高めることに貢献しました。
取締役（監査等委員）	奥山章雄	当期開催の取締役会17回全てに、また監査等委員会12回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行いました。 取締役の指名及び報酬の決定において任意の諮問委員会の委員を務め、取締役の指名及び報酬の決定に関する客観性を高めることに貢献しました。 監査等委員会で定めた監査方針に基づき、主に公認会計士としての専門的見地から各部門の監査を行うなど、監査監督機能を果たしました。
取締役（監査等委員）	吉田和彦	当期開催の取締役会17回全てに、また監査等委員会12回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行いました。 監査等委員会で定めた監査方針に基づき、主に弁護士としての専門的見地から各部門の監査を行うなど、監査監督機能を果たしました。
取締役（監査等委員）	成瀬健太郎	当期開催の取締役会17回のうち16回に、また監査等委員会12回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行いました。 監査等委員会で定めた監査方針に基づき、主に弁護士としての専門的見地から各部門の監査を行うなど、監査監督機能を果たしました。

5．会計監査人の状況

（1）名称　　EY新日本有限責任監査法人

（2）報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	108百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	132百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積の算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

（3）非監査業務の内容

子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である収益認識会計基準適用に係る支援業務を委託し、対価を支払っております。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査等委員全員の同意を得た上で、当該会計監査人を解任します。また、監査等委員会は、会計監査人の独立性と専門性、会計監査人の監査業務の適切性と効率性等を勘案し、解任又は不再任に関する議案の内容の決定を行います。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定の内容は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社の目指す姿を示した「行動規範」と、行動規範を実践するために遵守すべき具体的な行動基準である「行動指針」を定め、全役員、従業員に配布、適宜研修する。

・法令違反や社内不正など、倫理や法令に抵触する行為を防止もしくは早期発見し、是正することを目的として、当社及びグループ会社の従業員が相談もしくは通報できる「企業倫理ヘルプライン」を設置し、運用する。

・事業執行は、業務の分掌及び社内の決裁手続に従い実施し、適正化、責任の明確化を図る。

・購買基本方針を定め購買先へ周知し、公正な取引を確保する。

・監査管理部を設置し、業務が取締役会決議、代表取締役の承認に沿って執行されているかを監査し、問題点の改善指導を行う。

・反社会的勢力による不当な要求には一切応じず、外部専門機関と連携のうえ、組織的に対処する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役会審議の議事録を作成して保存、管理し、重要な職務の執行についての決裁に関わる情報は、検索性の高い状態で保存、管理する。

・職務の執行に係る情報は、情報セキュリティに関する基本方針、社内規程を定め、必要なセキュリティを確保する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社の業務執行に関わるリスクについては発生頻度、大きさを分析、評価し、その把握と管理のための体制を構築する。

・当社経営に重大な影響を与える危機に直面したとき、社長を最高責任者とする危機管理委員会の設置などを定めた「危機管理基本規程」に従い、迅速かつ適切に対応し、損失の拡大を抑止する。

・商品の安全・安心の確保を重要な課題と位置づけ、リスクの低減のための対策を講じる。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・経営に関する重要事項は、取締役会で決定する。投融資案件については、投融資委員会で財務的観点から優先順位をつけ、常務執行役員以上の取締役で構成する経営会議では、経営全般の観点から問題点を整理した後、取締役会に付議する。

⑤　会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・グループ会社の取締役に対し、適宜コンプライアンス研修等を実施する。

・グループ会社に対し、連結財務報告に係る内部統制評価に必要な体制整備への協力を義務付ける。

ロ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

・グループ会社に対し、グループ会社管理の規程及びグループ会社と締結する契約において定める重要事項について、当社への報告を求める。

ハ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社グループの業務執行に関わるリスクについては発生頻度、大きさを分析、評価し、その把握と管理のための体制を構築する。

・グループ会社に対し、当社グループの信用失墜につながるような重大な法令違反事件等が発生した場合の報告を求め、迅速かつ適切に対応し、損失の拡大を抑止する。

ニ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・グループ会社の業績を毎月レビューし、業績管理を行う。

・グループ会社の投融資案件は、投融資委員会で協議し、経営資源の適切な配分を行う。

⑥　監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査管理部は、監査等委員会の職務を補助する。

・監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、当該職務遂行中は監査等委員である取締役以外の者からの指揮命令を受けない。

・監査等委員会の職務を補助すべき使用人で当該職務遂行中の者の人事異動は、監査等委員会の同意を得る。
・監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事考課については、監査等委員会と協議して評価する。

⑦　取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会への報告に関する体制
・監査等委員は、取締役及び執行役員が担当業務の執行状況を報告する役員会に出席し、会社の業務遂行の情報を得る。
・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項は、監査等委員会に報告する。
・企業倫理ヘルプラインへの通報内容は、監査等委員会に報告する。
・監査管理部は、内部監査結果を監査等委員会に報告する。
・監査等委員会は、必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、報告を求めることができる。

⑧　監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
・監査等委員会へ報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する規程を整備する。

⑨　監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
・監査等委員がその職務の執行について生じた費用の請求又は債務の弁済を請求したときは、その費用又は債務を速やかに処理する。

⑩　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査等委員会が監査管理部及び会計監査人と情報交換、意見交換できる機会を確保する。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2020年6月に監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い制定した「内部統制システム構築の基本方針」を、2022年3月に一部改訂することを決議しました。「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

①　コンプライアンスに関する取り組み状況

当社は高い倫理意識を持ち、法令を遵守することで信頼される企業となるために「行動規範」「行動指針」を社内に掲示して役職員への浸透を図っており、下請法・就業規則・コンプライアンス等の研修、内部通報制度や個人情報の保護に関する問い合わせ窓口の設置、反社会的勢力への対応マニュアルの運用などを通して法令遵守に努めています。

また、当社はコンプライアンスが「法令を遵守する」ことに加え、「法律として明文化されてはいないが、社会的ルールとして認識されているきまりに従って企業活動を行うべき」との認識から、ＣＳＲの推進を企業の重要な経営課題の一つとして捉えており、「社会・環境委員会」を組織して「ニップングループ人権に関する取り組み方針」「ニップングループ贈収賄等防止方針」「購買基本方針」等各種を掲げ、ＳＤＧｓを意識した経営を推進しています。

更に、内部通報制度を2022年4月より当社単体だけでなく、グループ会社でも実施するよう規程を定めました。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する取り組み状況

取締役会審議の議事録を作成して保存、管理し、重要な職務の執行についての決裁に関わる情報は、検索性の高い状態で保存、管理しております。

2021年7月のサイバー攻撃によるシステム障害の発生に伴い、必要な再発防止対策を実施し、その一環として2022年３月に情報セキュリティ体制について、「情報セキュリティ基本方針」及び社内規程を定め、体制整備を進めました。

③損失の危険の管理に関する取り組み状況

当社グループの経営に重大なダメージを与える事態が発生する可能性(危機)に備えて、「危機管理基本規程」及び「ニップングループ会社運営規程」に基づき、リスク管理体制の適用範囲には当社及び当社グループ会社を含めており、企業集団全体の管理の適正化を図っております。当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事業等のリスクとそれ

に対する管理の確立状況について監査管理部が取締役会に年１回報告しております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることに対する取り組み状況

当社は、経営上の意思決定と業務執行との分離、迅速な意思決定及び権限と責任の明確化を図るために執行役員制度を採用しています。原則月１回開催される取締役会で、法令や定款に定められた事項や経営計画や予算策定、投融資など経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行や経営計画の進捗を監督しております。

⑤　当社グループにおける業務の適正の確保に関する取り組み状況

当社では、「ニップングループ会社運営規程」により各グループ会社から当社への事前の承認や報告事項を定め、その業務執行を効率的に管理しております。また、当社グループの業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産保全の重要性に鑑み、年度ごとに策定する内部統制基本計画に基づき内部統制評価を実施しております。

⑥　監査等委員会の監査が実効的に行われることに対する取り組み状況

当社は、監査等委員会と代表取締役を含む取締役、会計監査人が定期的または必要に応じて意見交換できる機会を設けています。監査管理部は、内部監査の結果を監査等委員会に報告し、監査等委員会の職務を補助するなど緊密な連携を図ることで、監査等委員会の監査の実効性が高まるよう努めております。

⑦　内部監査体制の取り組み状況

会社の業務上の誤りや不正を無くして法令を遵守し、業務効率の向上や財務報告の信頼性を高め、会社資産の保全を達成するために、監査管理部による内部監査を定期的に実施して取締役会に報告しております。また、会計監査人による会計監査・内部統制監査を受けています。監査等委員会と会計監査人とは、年度の監査計画・監査方針・監査内容・会計監査の方法とその結果について報告や説明を受け、情報交換を行い、連携を図っています。監査管理部は必要に応じて会計監査人と意見交換を実施しております。

7．会社の支配に関する基本方針

当社は、現在のところ、いわゆる「買収防衛策」は導入しておりませんが、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本的な考え方は以下のとおりです。

当社は、全てのステークホルダーから信頼される企業として成長し続けるという使命のもと、経営の多角化、コストリダクション等の推進を通じ、高い経営効率の追求と競争力・収益力の強化を進めており、今後の企業価値の更なる向上を目指してまいります。

当社は、会社の支配権の異動を伴う当社株式の大量買付けであっても、それに応じるか否かは最終的には株主様のご判断に委ねられるべきものと考えます。また、当社は当該大量買付けが当社の企業価値ひいては株主様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、その目的、方法等において企業価値ひいては株主様の共同の利益を著しく毀損するおそれのある買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

当社取締役会は経営を負託されている者の責務として、法令及び定款によって許される範囲において、当社の企業価値ひいては株主様の共同の利益を著しく毀損するおそれのある買付け者に対しては、株主の皆様の適切なご判断に資するため、充分な情報と必要な時間の確保に努めるとともに、当該買付けを行う者と交渉するなど適切と考えられる措置を講じることといたします。

なお、買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして今後継続して検討を行ってまいります。

8．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様に対する利益還元は、重要な経営目標課題のひとつと考えており、企業体質の強化及び今後の事業展開、経営環境を考慮し、内部留保に意を用い、配当性向30％以上を目標に、安定的かつ持続的な配当の維持を基本としております。

フリー・キャッシュ・フローは、長期的な視点で投資効率を考えて活用してまいります。また、自己株式の取得も弾力的に行います。

当期の期末配当は、１株当たり普通配当20円とする剰余金の処分に関する議案を定時株主総会に付議させていただきます。

これにより、中間配当金１株当たり18円を加えた当期の年間配当金は、１株につき前期に比べ２円増配の38円となります。

（注）本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（2022年３月31日現在）

（単位　百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**130,768**	**流動負債**	**74,842**
現金及び預金	34,063	支払手形及び買掛金	33,910
受取手形及び売掛金	50,466	短期借入金	19,530
商品及び製品	18,484	未払法人税等	1,926
仕掛品	57	未払費用	7,578
原材料及び貯蔵品	21,348	返金負債	7,029
その他	6,407	その他	4,866
貸倒引当金	△59	**固定負債**	**72,328**
固定資産	**195,063**	社債	349
有形固定資産	**115,611**	転換社債型新株予約権付社債	25,056
建物及び構築物	48,582	長期借入金	23,684
機械装置及び運搬具	22,492	退職給付に係る負債	3,810
土地	41,453	役員退職慰労引当金	462
建設仮勘定	471	繰延税金負債	14,742
その他	2,611	その他	4,224
無形固定資産	**2,529**	**負債合計**	**147,171**
投資その他の資産	**76,922**	**（純資産の部）**	
投資有価証券	69,001	**株主資本**	**142,166**
長期貸付金	35	資本金	12,240
繰延税金資産	1,628	資本剰余金	11,307
その他	6,643	利益剰余金	121,817
貸倒引当金	△385	自己株式	△3,198
繰延資産	**37**	**その他の包括利益累計額**	**31,954**
		その他有価証券評価差額金	30,409
		繰延ヘッジ損益	88
		為替換算調整勘定	981
		退職給付に係る調整累計額	475
		新株予約権	**195**
		非支配株主持分	**4,381**
資産合計	**325,869**	**純資産合計**	**178,697**
		負債及び純資産合計	**325,869**

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年４月１日から
2022年３月31日まで)

（単位　百万円）

科目	金額	
売上高		321,317
売上原価		246,390
売上総利益		**74,926**
販売費及び一般管理費		63,644
営業利益		**11,282**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,645	
固定資産賃貸料	230	
その他	1,740	3,616
営業外費用		
支払利息	208	
その他	418	627
経常利益		**14,270**
特別利益		
投資有価証券売却益	1,079	
固定資産売却益	247	1,327
特別損失		
投資有価証券評価損	26	
固定資産除売却損	137	
減損損失	104	
システム障害対応費用	1,602	
その他	157	2,028
税金等調整前当期純利益		**13,568**
法人税、住民税及び事業税	4,186	
法人税等調整額	209	4,396
当期純利益		**9,172**
非支配株主に帰属する当期純利益		△154
親会社株主に帰属する当期純利益		**9,327**

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2022年３月31日現在）

(単位　百万円)

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**96,626**	**流動負債**	**52,119**
現金及び預金	18,836	買掛金	22,518
売掛金	36,164	短期借入金	15,311
商品及び製品	13,754	長期借入金（１年以内返済）	300
原材料及び貯蔵品	18,358	未払金	997
前払費用	325	リース債務	14
未収金	2,737	未払法人税等	1,143
短期貸付金	3,519	未払費用	4,607
長期貸付金（１年以内返済）	387	返金負債	6,952
その他	2,541	預り金	261
固定資産	**160,706**	その他	11
有形固定資産	**76,074**	**固定負債**	**54,698**
建物	28,076	転換社債型新株予約権付社債	25,056
構築物	3,609	長期借入金	14,800
機械装置及び運搬具	10,155	リース債務	10
工具器具及び備品	845	退職給付引当金	178
土地	33,310	役員退職慰労引当金	10
リース資産	24	繰延税金負債	12,180
建設仮勘定	52	その他	2,462
無形固定資産	**225**	**負債合計**	**106,817**
投資その他の資産	**84,406**	**（純資産の部）**	
投資有価証券	60,727	**株主資本**	**121,187**
関係会社株式	13,122	**資本金**	**12,240**
長期貸付金	10,970	**資本剰余金**	**10,666**
その他	2,010	資本準備金	10,666
貸倒引当金	△2,424	**利益剰余金**	**101,361**
繰延資産	**37**	利益準備金	3,060
資産合計	**257,369**	その他利益剰余金	98,301
		圧縮積立金	6,011
		圧縮特別勘定積立金	136
		別途積立金	32,654
		繰越利益剰余金	59,499
		自己株式	**△3,081**
		評価・換算差額等	**29,170**
		その他有価証券評価差額金	29,084
		繰延ヘッジ損益	85
		新株予約権	**195**
		純資産合計	**150,552**
		負債及び純資産合計	**257,369**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金額	
売上高		193,558
売上原価		150,668
売上総利益		**42,889**
販売費及び一般管理費		33,400
営業利益		**9,489**
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,036	
その他	773	3,810
営業外費用		
支払利息	110	
貸倒引当金繰入	246	
その他	446	802
経常利益		**12,496**
特別利益		
固定資産売却益	246	
投資有価証券売却益	1,079	
抱合せ株式消滅差益	1,180	2,507
特別損失		
固定資産除売却損	54	
投資有価証券評価損	36	
システム障害対応費用	1,463	
その他	86	1,641
税引前当期純利益		**13,362**
法人税、住民税及び事業税	2,890	
法人税等調整額	249	3,139
当期純利益		**10,222**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月23日

株式会社ニップン
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　武　内　清　信
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　吉　川　高　史

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社ニップンの２０２１年４月１日から２０２２年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニップン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

会計監査人監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月23日

株　式　会　社　ニ　ッ　プ　ン
　取　締　役　会　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　武　内　清　信
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　吉　川　高　史

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ニップンの２０２１年４月１日から２０２２年３月３１日までの第１９８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第198期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社においてサイバー攻撃によるシステム障害が発生いたしました。監査等委員会は、当社が原因分析に基づき、再発防止策を策定・実行していることを確認しました。また、本社及び主要な事業場、主要な子会社に聴取を行いました。今後も当社の対応及び進捗を注視して参ります。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月24日

株式会社ニップン　監査等委員会

監査等委員　奥　山　章　雄　㊞
監査等委員　吉　田　和　彦　㊞
監査等委員　成　瀬　健　太　郎　㊞
監査等委員　玉　川　越　三　㊞

（注）　監査等委員奥山章雄、吉田和彦及び成瀬健太郎は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場案内図

東京都港区六本木七丁目18番18号
住友不動産六本木通ビル
ベルサール六本木
電 話 03（3511）5311（当社）

■アクセス
東京メトロ日比谷線「六本木」駅　**（２番出口）**　徒歩約２分
都営大江戸線「六本木」駅　**（４ｂ出口）**　徒歩約４分

※駐車場の用意がございませんのでお車でのご来場はご遠慮下さい。
※株主総会におけるお土産・試供品のご用意はございません。
何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。